



平成 27 年 8 月 28 日

各 位

会社名 株式会社AMBITION
代表者名 代表取締役社長 清水 剛
(コード番号：3300 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役管理部長 鶴 英将
電話番号 03-5784-7707

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 9 月 29 日開催予定の第 8 回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行することを平成 27 年 8 月 11 日に公表しておりますが、本日開催の取締役会で監査等委員会設置会社に移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたのに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の見直しを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 9 月 29 日
定款変更の効力発生日 平成 27 年 9 月 29 日

以 上

【別紙】「定款変更の内容」

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 <条文省略></p> <p>(目的)</p> <p>第2条 <条文省略></p> <p><u>1～28</u> <条文省略></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 <条文省略></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">1 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;">2 監査役</p> <p style="padding-left: 2em;">3 監査役会</p> <p style="padding-left: 2em;">4 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 <現行どおり></p> <p>(目的)</p> <p>第2条 <現行どおり></p> <p><u>(1)～(28)</u> <現行どおり></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 <現行どおり></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(1)</u> 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(2)</u> <u>監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><削除></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(3)</u> 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 <条文省略></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の<u>单元未満株式を有する株主は</u>、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 <現行どおり></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="405 255 517 286" style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p data-bbox="161 495 379 526">(株主名簿管理人)</p> <p data-bbox="145 544 451 575">第10条 <条文省略></p> <p data-bbox="150 591 764 669">2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="150 734 782 958">3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p data-bbox="161 1021 352 1052">(株式取扱規程)</p> <p data-bbox="145 1070 782 1245">第11条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p data-bbox="347 1308 576 1339" style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="161 1402 379 1433">(株主総会の招集)</p> <p data-bbox="145 1451 782 1581">第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p data-bbox="145 1644 592 1675">第13条～第15条 <条文省略></p> <p data-bbox="161 1738 408 1769">(議決権の代理行使)</p> <p data-bbox="145 1787 451 1818">第16条 <条文省略></p> <p data-bbox="150 1836 782 1966">2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</p>	<p data-bbox="852 210 1193 241" style="text-align: center;">(單元未滿株式の買増し)</p> <p data-bbox="807 255 1444 430">第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する單元未滿株式の数と併せて單元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p data-bbox="852 495 1086 526">(株主名簿管理人)</p> <p data-bbox="807 544 1158 575">第11条 <現行どおり></p> <p data-bbox="812 591 1449 721">2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p data-bbox="812 734 1449 958">3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p data-bbox="852 1021 1054 1052">(株式取扱規程)</p> <p data-bbox="807 1070 1444 1200">第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p data-bbox="1007 1308 1246 1339" style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="852 1402 943 1433">(招集)</p> <p data-bbox="807 1451 1449 1581">第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p data-bbox="807 1644 1302 1675">第14条～第16条 <現行どおり></p> <p data-bbox="852 1738 1114 1769">(議決権の代理行使)</p> <p data-bbox="807 1787 1158 1818">第17条 <現行どおり></p> <p data-bbox="812 1836 1449 1966">2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p>

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会議事録)</u></p> <p><u>第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p><u>(取締役の員数)</u></p> <p>第19条 当社は、<u>取締役3名以上10名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p><u>(取締役の選任方法)</u></p> <p>第20条 取締役は、株主総会の<u>決議によって選任する。</u></p> <p>2 <条文省略></p> <p>3 <条文省略></p> <p><u>(取締役の任期)</u></p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>は、<u>7名以内とする。</u></p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <現行どおり></p> <p>3 <現行どおり></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="145 210 778 338"><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p data-bbox="405 400 517 432"><新設></p> <p data-bbox="405 591 517 622"><新設></p> <p data-bbox="158 831 325 864">(代表取締役)</p> <p data-bbox="140 880 451 913">第22条 <条文省略></p> <p data-bbox="158 976 577 1010">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p data-bbox="140 1023 451 1057">第23条 <条文省略></p> <p data-bbox="145 1070 783 1198">2 取締役社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会にて定めた順序により</u>、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="158 1261 437 1294">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="140 1308 783 1485">第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="145 1500 783 1628">2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="405 1740 517 1771"><新設></p> <p data-bbox="405 1930 517 1962"><新設></p>	<p data-bbox="1062 210 1182 241"><削除></p> <p data-bbox="810 400 1449 528"><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="810 591 1449 768"><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="850 831 1262 864">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="804 880 1150 913">第22条 <現行どおり></p> <p data-bbox="821 976 1262 1010">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p data-bbox="804 1023 1158 1057">第23条 <現行どおり></p> <p data-bbox="810 1070 1453 1198">2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において<u>あらかじめ定めた順序に従い</u>、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="850 1261 1145 1294">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="804 1308 1453 1485">第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="810 1500 1453 1628">2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="850 1691 1222 1724"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p data-bbox="804 1738 1453 1915"><u>第25条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p data-bbox="810 1930 1453 2060"><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、<u>取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 <削除></p> <p>当社は、会社法第370条の要件を<u>満たしたとき</u>は、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">(取締役への委任)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会議事録)</p> <p>第26条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会規程)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益<u>(以下、「報酬等」という。)</u>は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第29条</u> 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の<u>会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第31条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p>
<p>(監査役の員数)</p> <p><u>第30条</u> 当社の監査役は、<u>4名以内とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p>
<p>(監査役の選任方法)</p> <p><u>第31条</u> 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p>
<p>(監査役の任期)</p> <p><u>第32条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第33条</u> 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第34条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	
<p><u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	
<p><u>第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	
<p><u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	
<p><u>第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	
<p><u>第39条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>2 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p><削除></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 <条文省略></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、取締役会が<u>監査役</u>の同意を得てこれを定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第43条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第5章 会計監査人</p> <p>第32条～第33条 <現行どおり></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第34条 会計監査人の報酬等は、取締役会が<u>監査等委員会</u>の同意を得てこれを定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第35条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第44条～第46条 <条文省略></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第47条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。<u>また、未払配当金には利息をつけない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第36条～第38条 <現行どおり></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 配当財産が<u>金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p>1 <u>当会社は、第8回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当会社は、第8回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</u></p>

以上